

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 2 件

長野厚生年金 事案 1307

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

昭和49年4月1日付けでA社に入社した。研修期間としてBのC社に3か月間勤務した後、D県の同社E工場に同年7月1日から配属となった。

申立期間も継続して当該事業所に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事異動記録及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和49年7月1日に同社C社から同社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し、誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長野厚生年金 事案 1308

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月31日から同年2月1日まで

B社に入社後、関連企業であるA社に転籍したが、その転籍の際も間を空けることなく継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された発令書及び元同僚の証言により、申立人が同社及びグループ会社に継続して勤務し（昭和50年1月31日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「A社の資格取得日を昭和50年2月1日として届け出たものと考えられる。」としていることから、事業主が同年2月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 56 年 3 月まで

昭和 52 年 4 月頃に、母が A 市役所 B 支所で私の国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を 1 年か半年ごとにまとめて納付してくれていた。

申立期間が未加入期間となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 4 月頃、申立人の母が申立人の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間は基礎年金番号制度導入前の期間であり、新規に国民年金に加入しようとする者は、加入時に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、その後、当該手帳記号番号に基づき保険料を納付するところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金加入手続き及び保険料納付に直接関与していない上、申立人及び申立人の国民年金加入手続き及び保険料納付をしたとする申立人の母は、当該加入手続き及び保険料納付について具体的に記憶しておらず、当時の状況は不明である。

さらに、申立人は、「申立期間に係る国民年金の加入及び保険料納付に係る関係書類を物置小屋に保管していたが、火事により焼失した。」と述べており、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月から16年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月から16年3月まで
平成17年6月頃に、再就職するに当たり、申立期間である学生納付特例期間の国民年金保険料を追納した方が良いと思い、A社会保険事務所（当時）に行った。

その際、平成17年4月及び同年5月の国民年金保険料が未納であると言われたため、併せて納付する手続きを行い、当該期間と申立期間の保険料を納付した。

申立期間について、追納とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年6月頃に、A社会保険事務所において申立期間の追納の申込みを行い、申立期間の追納保険料と同年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付したとしているところ、A年金事務所保管の「スタンプ領収集計表」によると、申立人の同年4月及び同年5月の保険料については、同年6月*日に同社会保険事務所において収納していることは確認できる。

一方、申立てに係る学生納付特例期間の国民年金保険料を追納するためには、社会保険事務所（当時）において追納の申込みを行った上で、納付書の発行を受けなければならないが、オンライン記録によると、申立期間について追納の申込みを行った記録は無く、納付書が発行された形跡も見当たらない上、申立人及び申立期間の追納申込みに同行したとするその母は、当該追納申込みに係る追納申込承認通知書及び保険料の納付書の受領に関する記憶が明確では無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成17年6月頃にB銀行C店で追納したとしていることから、同銀行に申立人の国民年金保険料の納付の有無を照会したが、申立期間の保険料が納付されたことを確認することはできなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を追納したとする時期は、保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、機械作成による

納付書の発行、収納機関からの電磁的データによる納付通知の収録など、事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、申立期間について、保険料の収納及び記録管理における事務的過誤があったとは考え難い。

なお、D市が保管する申立人の平成17年分の給与支払報告書における「社会保険料等の金額」欄には、申立期間の追納保険料及び同年4月及び同年5月の国民年金保険料は含まれておらず、申立人が主張する保険料の追納について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。